

○社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十五日条例第六十七号

改正

平成二八年 三月二二日条例第二二号

平成三〇年 三月二〇日条例第一六号

令和 三年 三月二二日条例第九号

令和 六年 三月一八日条例第一二号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本方針（第二条）

第三章 設備及び運営に関する基準（第三条—第二十二条の二）

第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第二十三条—第二十七条）

第五章 雜則（第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施設のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 基本方針

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものに入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第四条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。

ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第七条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員

四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第八条 軽費老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(設備の基準)

第九条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、次条の規定により置くべき

職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないこができる。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 面談室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 宿直室
- 十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。
 - ロ 地階に設けないこと。
 - ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル（ニの設備を除いた有効面積は十四・八五平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、三十一・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル（ニの設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適當数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

（職員の配置の基準）

第十条 軽費老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施設長 一

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員

イ 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第百七十五条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第百六十一条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当事数を加えて得た数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当事数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新たに軽費老人ホームを設置する場合又は休止していた軽費老人ホームを再開する場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 5 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、同項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。
- 7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。
- 9 第六項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。
- 10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。
- 11 第一項の規定にかかわらず、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。
- 12 第一項の規定にかかわらず、入所定員が六十人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、同項第五号の事務員を置かないことができる。
- 13 第一項の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下の項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の第一項第六号の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型軽費老人ホームの職員を置かぬことができる。

一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者

二 診療所 その他の従業者

14 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第十一条 軽費老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を文書の交付その他規則で定める方法により提供して説明し、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

（対象者）

第十二条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者

二 六十歳以上の者。ただし、当該六十歳以上の者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該六十歳以上の者と共に入所させが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

第十三条 軽費老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及び入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、当該入所者が軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合す

るサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画又は同条第二十六項に規定する施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は同条第二十五項に規定する介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十四条 軽費老人ホームの設置者は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるもの

2 軽費老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（サービス提供の方針）

第十五条 軽費老人ホームの設置者は、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入所者の心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（居宅サービス等の利用）

第十六条 軽費老人ホームの設置者は、入所者が介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等となった場合には、当該入所者的心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に同法第二十三条に規定する居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（施設長の責務）

第十七条 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制等）

第十八条 軽費老人ホームの設置者は、職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十八条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第十八条の三 軽費老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第十八条の四 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第十九条 軽費老人ホームの設置者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第二十条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 軽費老人ホームの設置者は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十二条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合及びその危険性がある事態が生じた場合の当該事実の報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに県、入所者の家族等に連絡しなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 第二項の事故の損害のうち、軽費老人ホームの設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第二十二条の二 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(都市型軽費老人ホーム)

第二十三条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等に設置され、かつ、知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(入所定員)

第二十四条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

(設備の基準)

第二十五条 都市型軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての都市型軽費老人ホームの建物

であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、次条の規定により置くべき職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 都市型軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて入所者に提供するサービスに支障がないときは次に掲げる設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあっては第六号の調理室を設けないことができる。
 - 一 居室
 - 二 食堂
 - 三 浴室
 - 四 洗面所
 - 五 便所
 - 六 調理室
 - 七 面談室
 - 八 洗濯室又は洗濯場
 - 九 宿直室
 - 十 前各号に掲げるもののほか、事務室その他運営上必要な設備
- 4 前項第一号、第三号及び第六号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

- ロ 地階に設けないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。
- ニ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- 三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 前各項に規定するもののほか、都市型軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
 - 二 原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (職員の配置の基準)
- 第二十六条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 施設長 一
 - 二 生活相談員 一以上
 - 三 介護職員 常勤換算方法で一以上
 - 四 栄養士 一以上
 - 五 事務員 一以上
 - 六 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適當数
- 2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 4 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

- 5 第一項の規定にかかわらず、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては同項第四号の栄養士又は同項第五号の事務員を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。
- 6 第一項の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、同項第二号の生活相談員を置かないことができる。
- 7 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（準用）

第二十七条 第三条から第八条まで及び第十一条から第二十二条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二条の二まで」とあるのは「第二十七条において準用する第七条、第八条及び第十一条から第二十二条の二まで」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

（規則への委任）

第二十八条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（軽費老人ホームA型）

第二条 平成二十年六月一日前において既に存していた軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定したものについては、第二条から第二十二条の二までの規定にかかわらず、次条から附則第八条の定めるところによる。

（軽費老人ホームA型に係る基本方針）

第三条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第四条 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第五条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、次条の規定により置くべき

職員の員数を超える員数の職員を置くこと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 静養室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 職員室
- 十一 面談室
- 十二 洗濯室又は洗濯場
- 十三 宿直室
- 十四 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
 - ロ 地階に設けないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。
- 二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- 三 医務室 診療所とすること。
- 四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

第六条 軽費老人ホームA型に置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施設長 一

二 生活相談員

イ 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上

三 介護職員

イ 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、四以上

ロ 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、

四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数

四 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあっては、一以上

二 介護職員

イ 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上

- ハ 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、三以上
- ニ 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、四以上
- ホ 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ヘ 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適當数を加えて得た数

三 看護職員

- イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあっては、一以上
 - ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあっては、二以上
- 3 前二項、第六項及び第九項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。
ただし、休止していた軽費老人ホームA型を再開する場合は、推定数による。
- 4 第一項及び第二項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第一項第二号の生活相談員のうち一人を主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が五十以下のものにあっては、この限りでない。
- 7 第一項第二号及び第二項第一号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の介護職員のうち一人を主任介護職員としなければならない。
- 9 第二項の軽費老人ホームA型にあっては、当該軽費老人ホームA型の一般入所者の数が四十を超えるときは、同項第二号の介護職員のうち一人を主任介護職員としなければならない。
- 10 前二項の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 11 第一項第四号及び第二項第三号ロの看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 12 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 13 第一項の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第五号の栄養士、同項第六号の事務員、同項第七号の医師又は同項第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。
- 14 第一項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあっては、二人）は、常勤の者でなければならない。
- 15 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（軽費老人ホームA型の利用料の受領）

第七条 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
 - 二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
 - 三 居室に係る光熱水費
 - 四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームA型の設置者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。
 - 3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（準用）

第八条 第三条から第八条まで、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二十二条の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第七条、第八条、第十一条から前条まで及び次条から第二十二条の二まで」とあるのは「附則第七条

並びに附則第八条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十二条の二まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成二八年三月二二日条例第二二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第一六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日条例第九号抄）

改正

令和 六年 三月一八日条例第一二号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二（新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条、第百四十五条の三、第百五十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）、第百四十三条第三項及び第百七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例百十三条、第百二十九条の三、第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例三十一条第一項（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第三十条第一項（新介護医療院

条例第四十一条において準用する場合を含む。) 及び新軽費老人ホーム条例第二十二条第一項(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなれば」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の三第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十条の二第二項第三号(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十五条の二第二項第三号(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第二十六条の二第二項第三号(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第二十五条の二第二項第三号(新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。)及び新軽費老人ホーム条例第十八条の三第二項第三号(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

附 則(令和六年三月一八日条例第一二号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。(後略)